令和８年第９回城陽市農業委員会定例総会会議録

１．開催日時　令和８年９月７日（月）午後１時３０分から午後３時まで

２．開催場所　城陽市役所西庁舎４階　４０３会議室

３．出席委員　（１９人）

会　長	２０番	谷　則男
委　員	１番	岡本　三枝子
	２番	中村　貴子
	３番	北澤　良祐
	４番	菊岡　祐一
	５番	安田　喜昭
	６番	稲田　正文
	７番	西村　光弘
	８番	上田　薫
	９番	阪部　光雄
	１０番	森澤　明
	１１番	村田　善浩
	１２番	西村　高典
	１３番	中村　安秀
	１４番	奥　哲郎
	１５番	森島　孝司
	１７番	古川　勝也
	１８番	池野　元紀
	１９番	木村　正樹

４．欠席委員　（１人）

１６番　吉田　真己

５．議事日程

日　程 第　１　会期決定の件

日　程 第　２　会議録署名委員決定の件

日　程 第　３　議案　第２５号　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について

日　程 第　４　議案　第２６号　国有農地の売払いにかかる農地法３条許可の適否の確認について

日　程 第　５　議案　第２７号　農地法第５号第１項の規定による許可申請に係る意見について

日　程 第　６　議案　第２８号　農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日　程 第　７　議案　第２９号　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日　程 第　８　報告　第１７号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について（専決）

日　程 第　９　報告　第１８号　農地法第１８条第６項の規定による通知について（専決）

農業委員会事務局

事務局長　　西山　憲治

事務局　　西島　敏徳

事務局　　村井　萌晟

事務局　　永田　武司

６．会議の概要

事 務 局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 議席番号１６番吉田委員より欠席届が提出されております。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員１４名中１３名、推進委員６名中６名の出席です。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
会　　長	（挨　拶） 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和８年第９回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いします。 日程第１、会期決定の件は、本日１日とします。 日程第２、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 （異議なし） 異議なしとのことなので、１番岡本委員、２番中村貴子委員よろしくお願いします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いいたします。 日程第３、議案第２５号　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号１６番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１６番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は奈良県磯城郡　●●●　●●、宇治市広野町　●●　●●、譲受人は城陽市平川　●●　●●です。 権利の種類は３条の有償移転です。 資料１に位置図を添付しております。 当該地につきましては現地調査委員会において、農地として適正に管理されていることを確認しております。

会　　長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は父親とともに農地を適正に耕作および管理されており、適格性等について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会　　長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１６番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 日程第４、議案第２６号　国有農地の売払いにかかる農地法３条許可の適否の確認についてを上程し、受付番号１番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は東京都千代田区　●●●、譲受人は城陽市長池●●　●●です。 権利の種類は４６条の有償移転です。 資料２に位置図を添付しております。 当該地につきましては現地調査委員会において、農地として適正に管理されていることを確認しております。
会　　長	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	買受者の●●　●●さんは、以前から対象地を●●●●●から貸借して耕作されており、現在も農地を適正に管理されていることから、売払いについて問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
会　　長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし）

	質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、近畿農政局へ意見することに決定します。 日程第５、議案第２７号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号１３番と１４番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１３番と１４番については同一借受人のため取りまとめて説明いたします。 受付番号１３番について説明します。 土地の所在は城陽市久世、地目は畑及び田、面積は合計１，７０４平方メートル 貸付人は城陽市寺田　●●　●●です。 受付番号１４番について説明します。 土地の所在は城陽市久世、地目は畑及び田、面積は合計６３４平方メートル 貸付人は愛知県春日井市　●●　●●です。 借受人はいずれも●●●●●●●●●●●●です。 資料３に位置図等を添付しております。 転用目的は貸露天駐車場 転用理由は付近法人が業務用の車両置き場として利用するための賃貸用駐車場に転用するためです。 当該地は市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外です。 現況は田及び畑、北側は畑、東側及び南側は里道、西側は道路 雨水排水は計画地西側の既存側溝へ排水されます。 汚水・生活雑排水は発生しません。 環境課からは現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 農政課からは周辺農地に影響のないようご配慮願います。 管理課からは東側及び南側に存する里道を取り込まないようにして下さい。 との意見が付されております。
会　　長	本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員	報告いたします。現地調査時点では雑草が繁殖していましたが９月１日には草刈り済みであり、事務局説明通りで問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします
会　　長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	駐車場の転用申請は今後も発生してくると思われますが、申請地付近では早朝よりトラックが駐車していて騒音が発生して、近隣の住宅地まで騒音の迷惑が発生しております。市としての全体計画や検討についてお聞きしたい。
会　　長	市としての全体計画については都市政策課が施策しているので、次回以降の定例会において説明をして頂く方向で考えますが、転用については立地基準等があるので、事務局から説明願います。
事 務 局	許可要件として立地基準により判断を行い、第３種農地ないし第２種農地は転用可能となり、一般基準として妥当な面積について委員会として判断を行い、府の許可を得ることになっております。
●●委員	転用申請について委員会として、今後、騒音等について検討していただければと考えます。
●●委員	委員会として検討を行い否決とし、府に対し許可の諾否を委ねた場合、府の段階で不許可の場合はありますか。
会　　長	委員会として、心情的なケースで否決をして府に許可の諾否を委ねたとしても、転用の要件が法に則っていれば許可となりますので、再度、委員会で法に則っているかの判断をするように差し戻されます。
●●委員	例年、農地パトロールの対象農地ですが、申請農地に隣接している１７－１、１７－２の農地はどの様になりますか。 また、他にも遊休農地化となっている農地はどのような状態ですか。
事 務 局	１７－１、１７－２の農地については、●●●●●●●●が貸借して耕作される予定です。 他に遊休農地化となっている農地は、改善がされていない状態です。
●●委員	遊休農地化されている農地が他にあるとしても、今回の転用申請や貸借予定されるこ

	とで少しでも解消されるのであれば良い方向にむいていると考えます。
●●委員	申請者は遊休農地化になっている農地を多く所有されていますが、少しでも良い方向になるのであれば良いと考えます。 ただ、遊休農地化となっても罰則がないので、今後の許可については制限をかけるのも一策ではないかと思います。
会　　長	●●委員が遊休農地化となっていて改善がなされていないのに、許可することについて懸念されることも理解しますが、●●地区の委員が申されるように遊休農地が少しでも改善されるのは良い方向であり、法的には転用を認めざるを得ないと考えます。 今後については、遊休農地となっている農地について適正な管理していただけるように申し添えることにしたいと思います。
●●委員	私の方からも適正な管理をするように働きかけたいと思います。
会　　長	他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１３番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 受付番号１４番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 日程第６、議案第２８号　農用地利用集積等促進計画案に関する意見について一括契約を上程し、受付番号４９番について事務局から説明をお願いします。 なお、当該案件は借り手が●●委員となっている案件です。 農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案の終了後に再度入室となります。 ●●委員の退席をお願いします。 （関係委員退席） それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。

事 務 局	受付番号４９番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市上津屋野上　●　●、●　●●です。 借り手は城陽市上津屋野上　●●　●●です。
会　　長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	借り手の●●さんは、認定農業者として茶を栽培されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
会　　長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号４９番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。 （関係委員入室） 続いて、受付番号５０番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号５０番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市平川　●●　●●です。 借り手は八幡市野尻　●●●●●●●●です。 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	借り手の●●●●●●●●は、八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会　　長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	農地には土地改良区の水栓がありますが、他地区からの耕作者が水栓を開けたままにしているケースがあり、地域調和要件としての審査はされましたでしょうか。 土地改良区では水栓バルブの開閉は地権者が行うことになっているとの事ですので、他地区からの方には指導を行って頂きたい。
事 務 局	●●●●●●●●については、事務局に来ていただき注意および指導を行い、土地改良区にも出向いて頂き、指導を受けて頂きました。
会　　長	●●●●●●●●については、私も同席のうえ注意および指導行いました。改良区によりやり方の違いもありますので、出向いて頂き指導を受けて頂いた経過もあります。 地域調和要件として更新を認めない場合、更新しなければ貸し手の方が困ることになるので、今後も問題があった場合は指導を行ってまいりたいと思います。 他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号５０番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 日程第７、議案第２９号　相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況確認についてを上程し、受付番号１番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市水主　●●　●●です。 資料４に位置図を添付しております。
会　　長	対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。一部は保全管理されていましたが、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします

会　　長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	議案の備考欄の農地については税務署に確認済みでしょうか。
事 務 局	備考欄の農地については一時転用許可されており、税務署とは同意書も交わされており調整済みです。
会　　長	他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本件を承認し利用状況を税務署へ報告することに決定いたします。 日程第８、報告第１７号　農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを専決しました。受付番号３７番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号３７番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市富野　●●　●●です。
会　　長	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 （意見・質問なし） ご意見・ご質問がないようですので、日程第８を終了します。 日程第９、報告第１８号　農地法第１８条第６項の規定による通知についてを専決しました。受付番号３番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号３番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 土地の所在は城陽市水主 解約理由は双方合意による解約です。
会　　長	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。

	（意見・質問なし） ご意見・ご質問がないようですので、日程第９を終了します。 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第９回農業委員会定例総会を終了致します。 続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行をよろしくお願いします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員